

議案第九号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第八条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条中「前条第六項」を「第八条第六項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」

に改める。

第二十二條第四項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四條中「再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た」を「次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

二 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第二十六條第一項第一号中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同項第二号中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に、「満二年」を「満一年」に改め、同項第三号中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同項第四号中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条の改正規定、第二十二條第四項の改正規定、第二十四條の改正規定及び第

二十六条第二項の改正規定は同年七月一日から、第二十六条第一項の改正規定（同項第二号中「満二年」を「満一年」に改める部分を除く。）は公布の日から施行する。

（提案理由）

病気休職者に対し給与を支給する期間を短縮する等の必要がある。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第九条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第八条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第二十二条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間

勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第九条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第二十二条 略

2及び3 略

4 再任用短時間勤務職員

が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正

規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二條第一項及び第三項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定め

規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二條第一項及び第三項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項に規定す

る

数を

乗じて得た額)とする。

一 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例

第三条第一項に規定する勤務時間を同条

第二項の規定により定められたその者の

勤務時間で除して得た数

二 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例

第三条第一項に規定する勤務時間を同条

第三項の規定により定められたその者の

勤務時間で除して得た数

(休職者等の給与)

第二十六条 休職等となった職員(次項に規

定する職員を除く。)に対しては、休職等

の期間中次の区分により給与を支給するこ

とができる。

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律

第一号)第十四条に掲げる事由に該当し

て休職にされたときは、その休職の期間

る勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

(休職者等の給与)

第二十六条 休職等となった職員(次項に規

定する職員を除く。)に対しては、休職等

の期間中次の区分により給与を支給するこ

とができる。

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律

第一号)第十四条に掲げる事由に該当し

て休職されたときは、その休職期間

- 中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百
- 二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十
- 三 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額
- 四 杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額
- 2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、育児休業法

- 中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百
- 二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十
- 三 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額
- 四 杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職されたときは、特別区人事委員会規則で定める額
- 2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、地方公務員の

第

二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。））、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3
略

育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第

二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。））、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3
略